

## 山梨大学生協 Office 講座約款

第1条（適用範囲） 本約款は、山梨大学生活協同組合（以下「生協」）が実施または運営する講座（以下「講座」）に適用する契約条項を定めたものです。

2 本約款を適用する講座は下記の通りです。 i.梨大生が教える！Office使い方講座(以下「Office講座」)

第2条（契約の成立） 組合員または入学前の組合員になろうとしている者は、講座の受講を申し込むことができます。

2 生協は、冊子「入学準備ガイドブック(以下「ガイドブック」)」に講座の概要を記載します。

3 講座の受講を申し込む者（以下「申込者」）が、申込Webサイトにて申込手続きを完了した時点で受講契約が成立したものとします。

第3条（受講費用の支払い） 申込者は、ガイドブックまたは申込Webサイトに記載された受講料・教材等の費用（以下「受講費用」）を、生協が指定する方法及び期日までに支払わなければなりません。

支払いがなされない場合、生協は契約を解除することができます。

第4条（役務の提供及び関連商品） 生協は、申込者に対しガイドブックに記載した教材、講座、サポートを提供します。

2 講座の実施日程及び実施場所等の詳細は、ガイドブックおよび生協からお渡しする受講案内に記載します。

3 台風、地震、学事、その他の事情により、講座の実施の延期または中止、実施形態の変更をすることがあります。日程や実施場所の変更が生ずる場合は、店舗やWebへの掲示、メール、講座内の案内などの方法を適宜活用して申込者に周知します。

第5条（契約の解除） 申込者は、申込Webサイトでの申込手続き完了後、8日間以内に書面にて契約解除の申し出を行うことで申込を取り消すことができます。

2 契約解除の申し出は下記の宛先へ内容を不足なく連絡を行うものとします。  
a. 宛先  
ymcoop.shop@univ.coop 山梨大学生協新入生係宛  
b. 内容  
入学者氏名/入学者学部・学科・コース・課程/解約希望講座名/(申込者が未成年の場合)契約解除申出の保護者同意

3 申込者が未成年の場合、生協は保護者の同意を確認したうえで、契約解除の手続きを行います。

4 契約解除の申し出時点で既に受講費用の支払いが完了している場合、受講費用の返還先の確認、返還の時期等について、契約解除の手続き完了後に生協から申込者へ連絡を行います。

第6条（中途解約） 第5条1項による契約解除期間を経過した後は、申込者は書面により本契約を中途解約することができます。

2 中途解約の申し出方法は第5条2項および第3項に記載の内容と同等します。

3 申込者から前項の申し出があった場合、生協は以下の定めにより受講費用を返還します。なお、受講開始日は申込講座の実施日程の内、最も早期に開催される日程とします。また、教材等を受取済みの場合、教材の返品はできません。 【受講開始日以前の場合】 受領済み受講費用から以下の金額を控除した残額を返還します。

a) キャンセル料講座価格の10% 【受講開始日後の場合】 受領済み受講費用から以下のa, bを合算した金額を控除した残額を返還します。

a) キャンセル料講座価格の10% b) 実施済み回数相当額 生協パソコン購入者 4,000円/回 上記以外 5,600円/回  
3 申込者が未成年の場合、生協は保護者の同意を確認したうえで、中途解約の手続きを行います。

4 受講費用の返還先の確認、返還の時期等について、契約解除の手続き完了後に生協から申込者へ連絡を行います。

第7条（個人情報保護） 生協は、収集した申込者の個人情報を、生協の個人情報保護方針に則り管理します。

第8条（受講生の撮影・録音） 生協は、講座の品質向上及び普及広報を目的として、講座の撮影・録音を行うことがあります。普及広報目的の場合に限り、申込者は事前に書面にて申し出ることにより、撮影または録音した画像・音声の利用を停止することができます。

第9条（講座の閉鎖） 生協は、やむを得ず講座を開始または継続できないと判断する場合は、本講座を中止することができます。この場合生協は、申込者に対し第6条3項に基づき受講費用を返還します。

第10条（禁止事項） 申込者は、本講座に関して次に掲げる行為をしてはいけません。

- ① 講座を受講する権利・義務を譲渡・貸与すること
- ② 講座にかかる教材・テキスト・データその他講座内で提供されるものを、媒体如何にかかわらず、生協に無断で複製・複写・上映・公衆送信・販売すること
- ③ 講座に関連するシステムへの不正アクセス、コンピュータウイルスなどを送信すること
- ④ 講座の運営に支障を与え、または第三者及び生協の権利・利益を害する行為
- ⑤ 第三者または生協の財産・プライバシー・肖像権・名誉・信頼を侵害する行為
- ⑥ 第三者または生協を誹謗中傷・脅迫または差別する行為
- ⑦ 第三者または生協の著作権・商標権などの知的財産権その他の権利を侵害する行為
- ⑧ 法令、公序良俗、本約款または生協の指示に反する行為

2 申込者が本約款に違反する恐れがあると判断した場合は、生協は当該申込者に対し以下の措置の一部または全部をとることができます。

- ① 注意・警告
- ② 講座への出席またはサービスの停止
- ③ 受講契約の解除（この場合生協は、第6条3項に基づき受講費用を返還します）
- ④ 損害賠償請求 第11条（紛争の解決）万一、申込者と生協との間で争訟が生じた場合は、長野地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

第12条（本約款の変更） 生協は、必要と認めた場合、本約款を改定することができます。改定を実施するときは、生協は改定後の約款の内容及び効力発生日を、生協施設内への掲示または生協のWEBサイトへの掲載または受講生へのメール連絡にて告知することとし、改定後は、すべての受講生に適用されます。

付則 本約款は2022年2月1日から施行します